

平成31年度
津市公契約条例
労働報酬下限額試行運用マニュアル
【業務委託】
(事業者、労働者用)

平成31年4月
津 市

目 次

1	試行の目的	1
2	試行対象	1
3	試行内容	2
4	労働報酬下限額	3
5	労働報酬	3
6	基準額	6
7	労働状況台帳	7
8	受注関係者及び対象労働者への周知	10
9	申出	10
10	履行状況確認等	11
11	是正措置命令	11
12	ペナルティ	11
13	アンケート調査等	12

労働報酬下限額の試行フロー

【様式等】

様式1	津市公契約条例労働状況台帳（業務委託）
様式2	津市公契約条例労働報酬下限額チェックシート（業務委託）
様式3-1	津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケート（事業者用）
様式3-2	津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート（事業者用）
様式3-3	津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート（労働者用）
参考1	津市公契約条例に関する特記仕様書
参考2	労働環境の確保に係る誓約事項
参考3	労働報酬下限額（業務委託）
参考4	労働者へのお知らせ（見本）
参考5	労働環境等申出書（第6号様式）
参考6	労働環境等の申出に対する報告書（第7号様式）
参考7	労働環境等報告要求書（第1号様式）
参考8	労働環境等報告書（第2号様式）
参考9	是正措置命令書（第4号様式）
参考10	是正措置報告書（第5号様式）

津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアル

1 試行の目的

津市公契約条例（以下「条例」という。）第4条第2項に基づき労働報酬下限額を定めることについて検討するにあたり、労働報酬下限額が本市の公共事業に従事する労働者の労働環境の確保のため有効かつ必要な施策となるよう調査、検討することを目的に、本市が発注する公契約において試行的に労働報酬下限額を設定した運用を図ることとし、その運用に必要な内容を定めた「津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）」を作成しましたので、入札等に参加する事業者、受注者及び受注関係者においては、本マニュアルに沿って事務処理等を進めるとともに、その内容を履行しなければなりません。

なお、マニュアル中の用語については条例で使用する用語の例によるものとします。

2 試行対象

労働報酬下限額の試行対象とする契約（以下「対象契約」という。）及び労働者（以下「対象労働者」という。）は、条例第6条及び条例施行規則（以下「規則」という。）第3条に規定する特定公契約並びに条例第2条第2号に規定する労働者とします。

なお、詳細については、次のとおりです。

(1) 業務の種類

※数字は津市競争入札参加者名簿（物品・業務委託）上の希望業種コード

ア 清掃業務

2101 建築物清掃、2102 建築設備清掃、2103 貯水槽清掃、2104 浄化槽清掃、2105 屋外清掃

イ 人的警備業務

2201 警備のうち、03 機械警備を除いた警備

ウ 施設の管理業務

2401 施設運営・管理

エ 設備の運転管理業務又は保守業務

2301 浄化槽保守点検、2302 電気設備保守点検、2303 空調・給排水設備保守点検、2304 機械設備保守点検、2305 通信・放送設備保守点検、2306 消防用設備保守点検、2307 その他保守点検

オ 工事に付随する設計等業務

カ その他市長が指定する業務

(2) 労働者

労働基準法第9条に規定する労働者とします。

(例) 正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者

※ 対象とならない者について

- ・ 家事使用人、同居親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者
- ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）

- ・ 公契約に係る業務に直接従事しない者（一般事務員、材料の製造に従事する者）
- ・ 労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員）
- ・ 対象契約への従事時間が1か月あたり30分未満の者
- ・ 個人事業主（一人親方）及び指定管理

3 試行内容

(1) 対象契約

「2業務の種類（1）業務の種類」に示した業務（アからカ）の中から、原則、予定価格1,000万円（消費税及び地方消費税相当額込み）以上の案件を抽出（3件程度から5件程度）します。

(2) 労働報酬下限額の基準

試行に使用する労働報酬下限額の基準は、「津市職員初任給（高卒）を勘案した額」とします。

(3) 試行に係る事務等

受注者及び受注関係者（以下「受注者等」という。）が行う事務等については次のとおりです。

ア 契約の発注時

対象契約の発注にあたっては、特定公契約の発注時と同様に、入札公告、指名通知、見積依頼書等に、労働報酬下限額の試行対象であることを明記した上で通知します。

通知一式には、労働報酬下限額試行のお知らせ、津市公契約条例に関する特記仕様書（参考1）（以下「特記仕様書」という。）、労働環境の確保に係る誓約事項（参考2）（以下「誓約事項」という。）及び労働報酬下限額（業務委託）（参考3）（以下「労働報酬下限額」という。）を添付しますので、事業者は、通知一式に添付された特記仕様書及び誓約事項に明記された内容を了解した上で入札等に参加してください。

イ 契約の締結

- ・ 受注者は、契約書に添付された特記仕様書及び誓約事項に明記された内容について、改めて了解した上で契約を締結してください。
- ・ 受注者は、契約締結後、受注関係者に、労働報酬下限額の試行について調達契約課（発注者が津市上下水道事業管理者の場合は水道総務課）（以下「調達契約課等」という。）から説明を受けた内容（受注関係者も試行の対象となること、対象労働者に書面により周知すること、対象労働者には労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、労働状況を記載した労働状況台帳を作成し提出すること、本市が実施するアンケートへの協力など。）を改めて説明するとともに、契約書に添付された「労働報酬下限額（参考3）」、契約締結時に配布された対象労働者への周知文書の見本である「労働者へのお知らせ（見本）（以下「見本」という。）（参考4）」、「労働状況台帳（業務委託）（様式1）」、「各アンケート（様式3-1、3-2、3-3）」及び本マニュアルを配布してください。
- ・ 受注者等は、対象労働者に、対象契約であることなどを、業務等が実施される現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知してください。
なお、書面については、見本を参考に受注者等において作成してください。

ウ 契約（履行）期間中及び終了後

- ・ 受注者等は、対象労働者に労働報酬下限額以上の報酬を支払ってください。
- ・ 受注者等は、対象契約に係る労働状況台帳を作成してください。
- ・ 受注者等は、受注者等及び対象労働者に対して本市が依頼するアンケート調査に協力してください。
- ・ 受注者は、労働状況台帳及びアンケートの回答（それぞれ受注関係者及び対象労働者分を含む。）を、その責任においてとりまとめた上、契約担当課に提出してください。

なお、受注関係者にあつては、労働状況台帳及びアンケート（それぞれ対象労働者分を含む。）の回答は受注者に提出してください。

※ 対象契約の一部の業務を受注関係者に請け負わせる場合

本市は、委託業務の再委託を禁止していますが、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務（以下「補助的業務」という。）については、あらかじめ発注者（津市長又は津市上下水道事業管理者）の書面による承諾を得た場合は、この限りではないものとしています。

このことから、対象契約において補助的業務を受注関係者に請け負わせる場合には、受注者は、発注者から書面による承諾を得るとともに、受注関係者に特記仕様書及び誓約事項に明記された内容を了解することなど労働報酬下限額の試行に伴う事務等について説明の上、了解を得ておいてください。

4 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、労働者に対して支払われる1時間当たりの労働報酬の下限額を指し、試行にあたっては、「3試行内容（2）労働報酬下限額の基準」のとおり、業務委託にあつては「津市職員初任給（高卒）を勘案した額」を基準として労働報酬下限額を算定します。

5 労働報酬

労働報酬については、以下の手当等を算定対象として、そのうち対象契約に従事した労働に係る部分の合算額とします。

なお、一人の労働者が1か月の中で複数の業務委託に従事した場合、1か月の給与について、条例の対象分とその他の分の業務委託に按分します。その按分方法については労働時間の割合によるものとし、所定時間内労働のすべての労働時間に占める対象契約の労働時間の割合となります。

(1) 本試行に係る労働報酬の定義

ア 労働報酬額

基本給+基準内手当

イ 算定対象

- ・ 基本給
- ・ 基準内手当（毎月支払われる最低賃金制度の所定内給与に区分される諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く全ての手当）

（例）勤務地手当、職務手当、住宅手当

ウ 算定対象外

- ・ 臨時の給与
(例) 結婚手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賞与等の賃金、精勤手当、継続勤務手当、奨励加給、能率手当
- ・ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・ 時間外、休日、深夜労働等に係る割増賃金

※ 労働の対価は、税金や社会保険料等を控除する前の金額であって、いわゆる手取りの賃金とは異なります。

上記における手当等の名称は、法令や一般的に使用される名称であって、手当等の算出については、名称のみでなく、支給基準や実態によって判断してください。

(2) 労働報酬の捉え方

(1)のことを踏まえ、労働報酬の捉え方について次のとおり示します。

(例1) 業務委託契約における月払い賃金のケース

【基本情報】

- 従事した委託業務
 - ・ A委託業務：試行対象委託業務
 - ・ B委託業務：その他の委託業務
- 労働時間
 - ・ すべての業務労働時間 所定時間内労働 160時間・・・①
 - ・ A委託業務労働時間 所定時間内労働 120時間・・・②
 - ・ B委託業務労働時間 所定時間内労働 40時間
- 賃金
 - ・ 基本給 180,000円・・・③
 - ・ 職務手当 20,000円・・・④

【労働報酬額・試行対象委託業務（A委託業務）分】

$$\begin{aligned} & (\textcircled{3}180,000\text{円} + \textcircled{4}20,000\text{円}) \times (\textcircled{2}120\text{時間} \div \textcircled{1}160\text{時間}) \\ & = \underline{150,000\text{円}} \end{aligned}$$

(例2) 業務委託契約における日給(日雇い労働者)・月払いのケース

【基本情報】

- 従事業務
 - ・ A委託業務：試行対象委託業務
 - ・ B委託業務：その他の委託業務
- 労働日数
 - ・ すべての業務労働日数 30日
 - ・ A委託業務労働日数 20日・・・①
 - ・ B委託業務労働日数 10日
- 労働時間
 - ・ 1日当たり8時間・・・②
 - ・ A委託業務労働時間 160時間(①20日×②8時間)・・・③
- 賃金
 - ・ 日給 9,000円・・・④
 - ・ 職務手当 なし

【労働報酬額・試行対象委託業務(A委託業務)分】

①20日×④9,000円=180,000円

(例3) 業務委託契約における時間給(アルバイト)・月払いのケース

【基本情報】

- 従事業務
 - ・ A委託業務：試行対象委託業務
 - ・ B委託業務：その他の委託業務
- 労働日数
 - ・ すべての業務労働日数 30日
 - ・ A委託業務労働日数 20日・・・①
 - ・ B委託業務労働日数 10日
- 労働時間
 - ・ 1日当たりの労働時間 2時間・・・②
 - ・ A委託業務労働時間 40時間(①20日×②2時間)・・・③
- 賃金
 - ・ 時給 850円・・・④
 - ・ 職務手当 なし

【労働報酬額・試行対象委託業務(A委託業務)分】

③40時間×④850円=34,000円

※ 1か月の労働時間に1時間未満の端数が生じた場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとします。ただし、月における総労働時間のみ切捨て可能であることを注意してください。

なお、有給休暇を取得した場合は、その時間も含まれます。

6 基準額

基準額とは、労働報酬下限額に対象契約に従事した時間数を乗じた額であり、対象契約においては、労働報酬額（対象労働者に支払われる報酬の総額）が基準額以上であることが求められます。

このため、受注者等は、労働報酬額が基準額を下回らないようにする必要があります。

なお、「5 労働報酬」の例1～3を参考に基準額を算出し、それぞれの労働報酬額と比較した場合については、次のとおりとなります。

(例1) 業務委託契約における月払い賃金のケースの場合

【労働報酬下限額】

880円に設定

【基準額】

A委託業務労働時間・所定時間内労働 120時間・・・②

②120時間×880円=105,600円

【労働報酬額】

(③180,000円+④20,000円)×(②120時間÷①160時間)
=150,000円

<比較結果>

労働報酬額（150,000円）が基準額（105,600円）以上であることから問題ありません。

(例2) 業務委託契約における日給（日雇い労働者）・月払いのケースの場合

【労働報酬下限額】

880円に設定

【基準額】

A委託業務労働日数 20日・・・①

1日当たりの労働時間 8時間・・・②

A委託業務労働時間 160時間（①20日×②8時間）・・・③

③160時間×880円=140,800円

【労働報酬額】

①20日×④9,000円=180,000円

<比較結果>

労働報酬額（180,000円）が基準額（140,800円）以上であることから問題ありません。

(例3) 業務委託契約における時間給（アルバイト）・月払いのケースの場合

【労働報酬下限額】

880円に設定

【基準額】

A委託業務労働日数 20日・・・①

1日当たりの労働時間 2時間・・・②

A委託業務労働時間 40時間（①20日×②2時間）・・・③

③40時間×880円＝35,200円

【労働報酬額】

③40時間×④850円＝34,000円

<比較結果>

労働報酬額（34,000円）が基準額（35,200円）以下であることから
条例及び規則に違反しているものとして、本市は、受注者等に対して、条例第7条
及び第8条の規定に基づく処置を講じます。

7 労働状況台帳

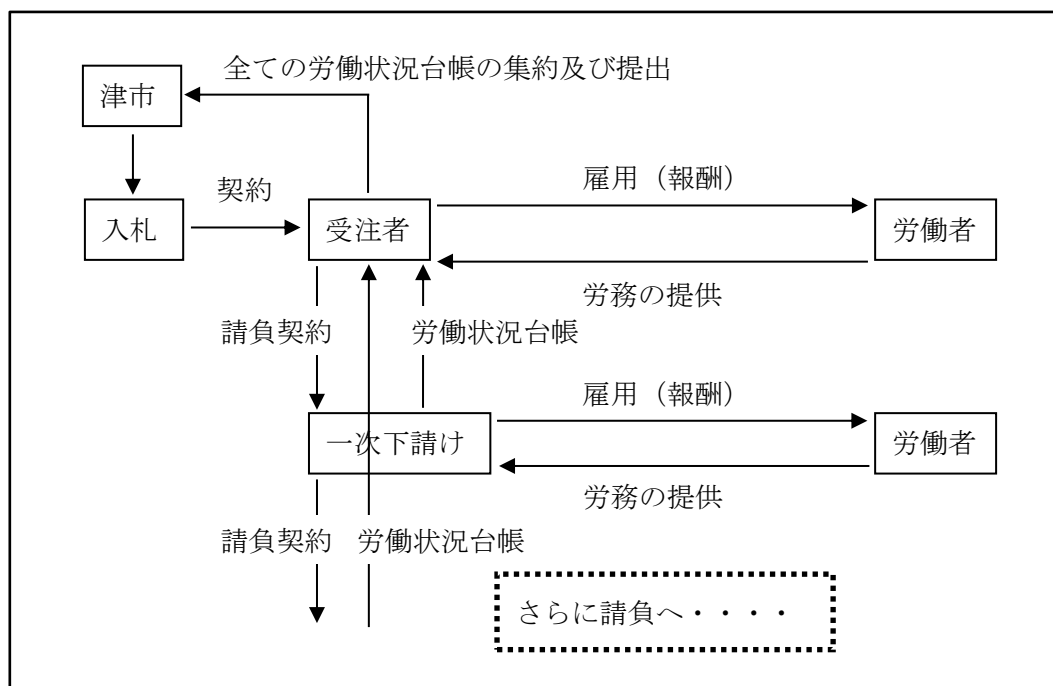
労働報酬下限額の試行にあたっては、受注者等において労働状況台帳を毎月作成し、本市が指定する期日に契約担当課に提出することになります。

当該台帳については、対象労働者の対象契約における就労状況を把握するためのものであることから、調達契約課等において、対象労働者の就労状況の確認や、労働報酬額が基準額を下回っていないかの確認を行います。

当該台帳の作成は、事業者ごとに作成することとし、受注者はその責任において、受注関係者の台帳についてもとりまとめた上、契約担当課に提出してください。

なお、確認後の当該台帳については、調達契約課等において保存します。

<概要図>



(1) 労働状況台帳の作成

受注者等は、毎月の報酬について、対象労働者の氏名、職種、労働時間等を記載した労働状況台帳を作成してください。

当該台帳については、数式が入力された本市指定の様式としますので、契約締結時、又は締結後に、契約担当課から津市公契約条例労働状況台帳（様式1）の電子データをメール送信等の方法により受注者に配布しますので、受注者は、配布された当該台帳の電子データを受注関係者に配布してください。

(2) 労働状況台帳の提出

作成した台帳（受注関係者分を含む。）は、受注者が取りまとめて契約担当課へ提出してください。

なお、提出時期は、次のとおりとしますが、必要に応じて当該台帳の提出を求める場合もあります。

回数	提出時期	提出する台帳
初回	契約締結後、対象労働者に最初のひと月分の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内	初回分の台帳
最終回	契約（履行）期間終了後、対象労働者に最後の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内	初回分を除くすべての台帳

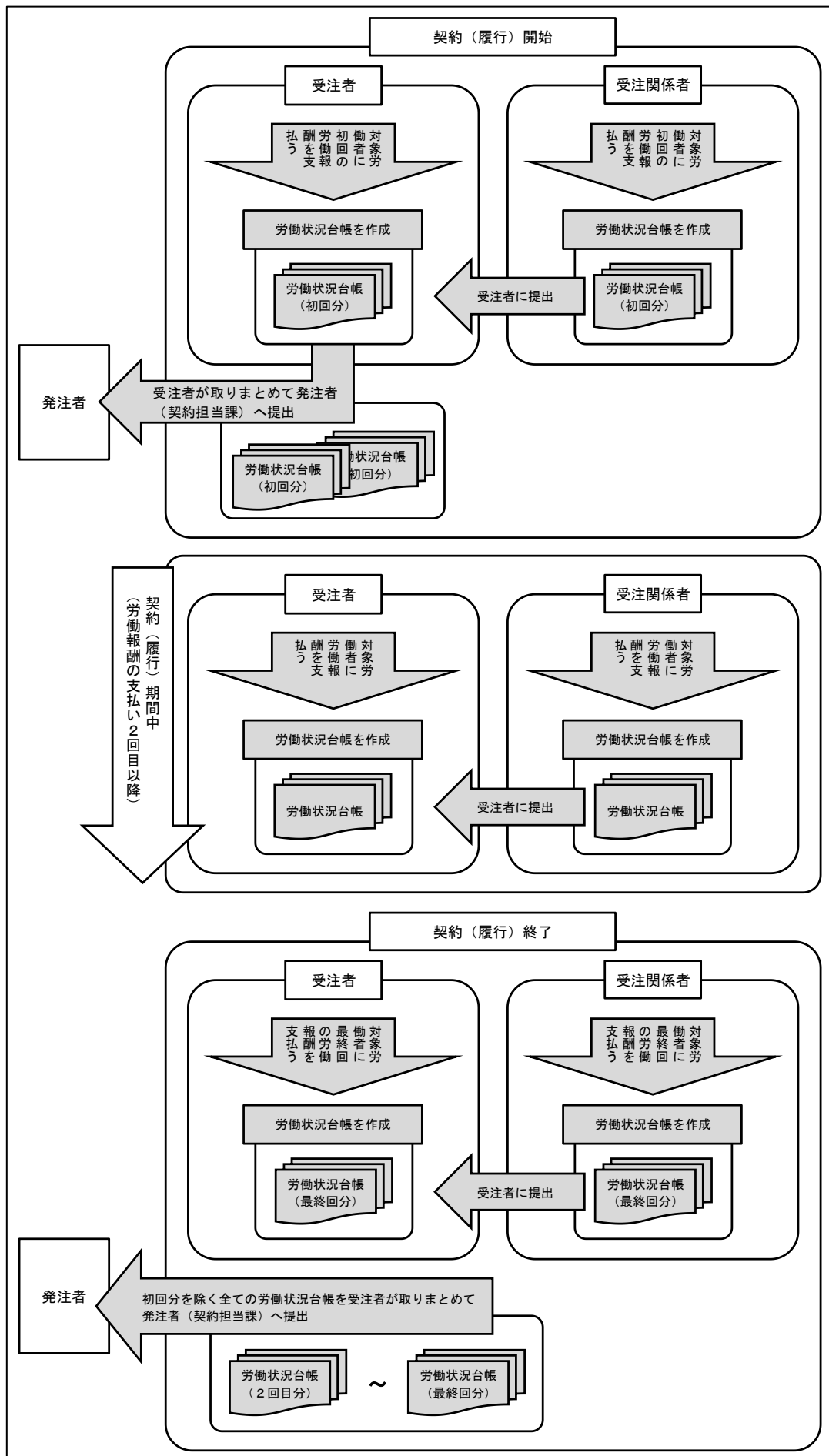
※ 1か月の業務又は1か月に満たない業務等については、初回分のみの提出で完了とします。

(3) 労働状況台帳の提出方法

提出方法は次のとおりとする。

提出方法	提出先
フラットファイル（任意）に、受注者、受注関係者の順に、①指定の労働状況台帳表紙、②労働状況台帳（月別）を綴じて提出。	契約担当課

<イメージ 単年度契約の場合>



8 受注関係者及び対象労働者への周知

受注者は、受注関係者に当該業務が対象契約であることについて説明及び周知を行ってください。

また、受注者等は対象労働者に対して、次に掲げる事項を業務等が実施される現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知してください。

なお、書面については、契約締結時に配布された見本（参考4）を参考に受注者等において作成してください。

※ 対象労働者への周知内容（必須項目）

- ・ 当該特定公契約の名称
- ・ 受注者等の責務及び誓約事項
- ・ 労働者が市の相談窓口へ申出をすることができること及びその申出先
- ・ 試行の対象となる労働者の範囲
- ・ 労働報酬下限額の試行について

9 申出

条例の規定により、特定公契約（対象契約を含む。）に従事する労働者は、受注者等が条例等に違反している疑いがあると思料するときは本市の相談窓口（以下「相談窓口」という。）にその旨を申し出ること（以下「違反申出」という。）ができ、対象労働者にあつては、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われていない場合又は支払われた労働報酬額が基準額を下回っている場合においても、労働環境等申出書（参考5）にその事実を証する書類を添付し相談窓口へ申し出ることができます。

そのため、対象労働者は自分自身で報酬額、手当等の内訳、労働時間の内訳を把握し、津市が配付する「津市公契約条例労働報酬下限額チェックシート」（様式2）を活用するなどして当該下限額を下回っていないかの確認を行っておく必要があります。

なお、対象労働者が、実際に違反申出を行った場合に、そのことを理由に、受注者等から当該労働者が不利益な取扱いをされることはありません。

違反申出する場合については、次のとおりとします。

(1) 違反申出の方法

違反申出については、本市指定の申出書（労働環境等申出書（参考5））に事実を証する書類を添付し行ってください。

(2) 違反申出の方法

(3)の相談窓口へ持参、又は郵送してください。

(3) 違反申出に係る相談窓口

ア 発注者が津市長の場合

- ・ 担当課 津市総務部調達契約課物品調達契約担当
- ・ 所在地 〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号（津市本庁舎 7 階）
- ・ 電 話 059-229-3121

イ 発注者が津市上下水道事業管理者の場合

- ・ 担当課 津市水道局水道総務課契約財産担当
- ・ 所在地 〒514-0073 三重県津市殿村 5 番地
- ・ 電 話 059-237-5803

(4) 各様式の入手方法

ア 労働環境等申出書

(3)の相談窓口、契約担当課及び津市ホームページより入手することができます。

(津市ホームページアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>)

イ 津市公契約条例労働報酬下限額チェックシート

(3)の相談窓口、契約担当課のいずれかに請求してください。メール送信等の方法にて配布します。

※ 違反申出に係る対応結果の報告

労働環境等申出書(参考5)の該当欄をチェックし、違反申出に係る対応結果の報告を希望された場合は、当該申出への対応が済み次第、書面(労働環境等の申出に対する報告書(参考6))にて回答します。

10 履行状況確認等

受注者等の条例等の遵守状況や労働者からの違反申出について、その状況及び事実を確認する必要があると本市が認めるときには、受注者等に必要な報告、事務所・事業所等への立ち入り、関係書類その他の物件の検査、若しくは関係者への質問を求める場合があります。また、受注者等から提出されている労働状況台帳(対象契約に限る。)や労働者から示される違反申出の事実を証する書類などのほか、その他必要な資料の提出についても求める場合もあります。なお、これらのことについては、受注者等に対し労働環境等報告要求書(参考7)により求めます。

受注者等にあつては、本市が労働環境等報告要求書(参考7)により通知を行った日から本市が指定する日以内に労働環境等報告書(参考8)により回答してください。

また、受注関係者への報告等の要求及び受注関係者からの回答については、受注者を通じて行うものとします。

11 是正措置命令

遵守状況等を確認した結果、受注者等が条例等に違反していると認められるときは、当該違反を是正するために必要な措置を速やかに講ずることを是正措置命令書(参考9)により命じます。

なお、受注者等は、本市から違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられたときは、速やかに是正措置を講じ、当該措置の内容を是正措置報告書(参考10)により報告してください。

また、受注関係者への是正措置の命令及び受注関係者からの是正措置の報告については、受注者を通じて行うものとします。

12 ペナルティ

受注者等が条例等に違反が認められた場合や、次のいずれかに該当する場合は、対象契約を解除、違約金の徴収及び指名停止とすることがあります。

なお、対象契約の解除、違約金の徴収及び指名停止については、受注者、受注関係者の連帯責任とします。

(1) 受注者等が、「10 履行状況確認等」にある報告等について、その報告を怠り、若し

くは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

- (2) 本市からの是正措置命令に従わないとき。
- (3) 受注者等が、「11 是正措置命令」にある報告について、その報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 誓約事項に違反したとき。

13 アンケート調査等

労働報酬下限額の試行にあたり検討の資料とするため、対象契約の受注者等及び対象労働者に対して契約（履行）期間中に、次のとおりアンケート調査（様式3-1、3-2、3-3）を行います。

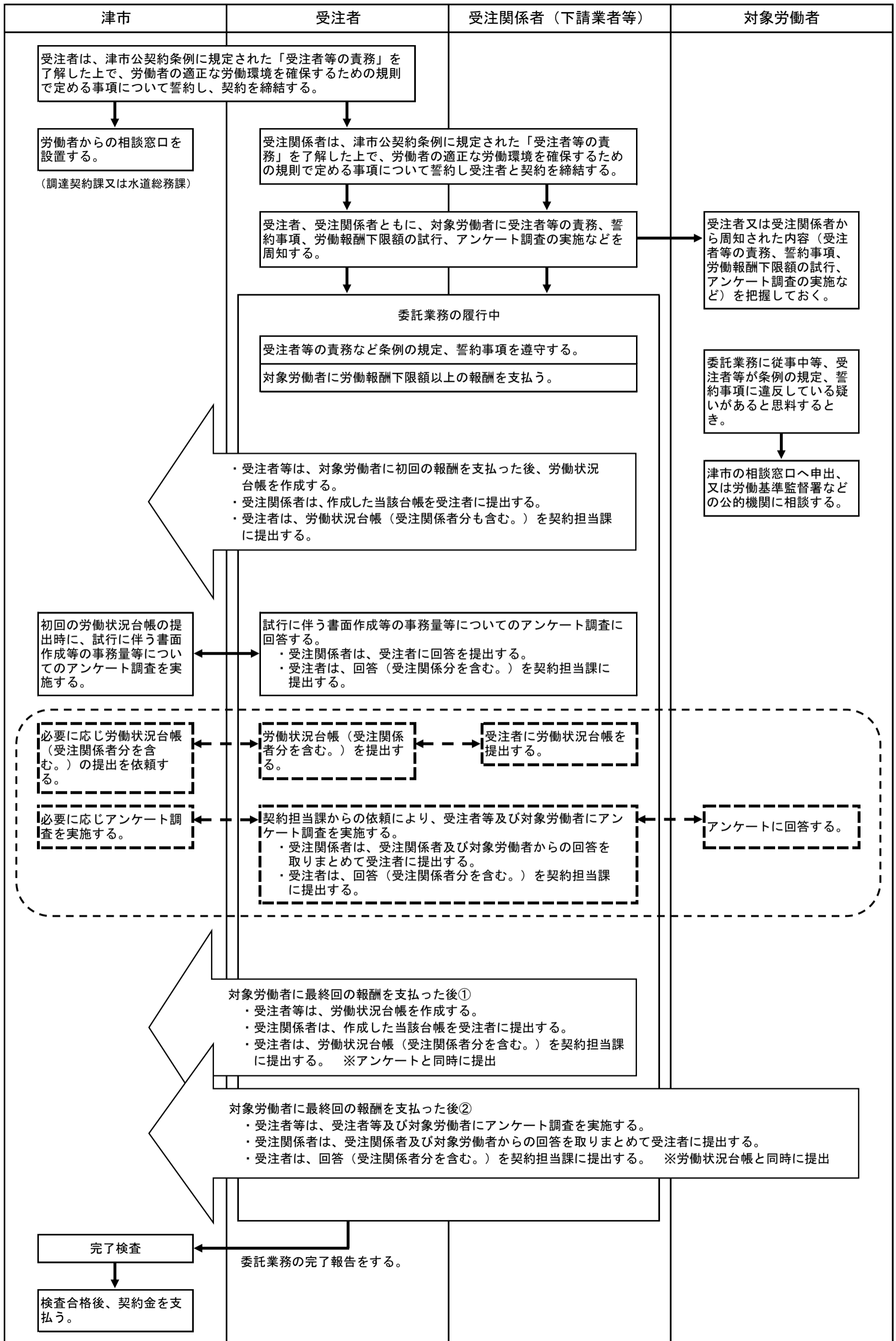
アンケート調査については、本市指定の様式で実施しますので、契約締結時、又は締結後に、契約担当課から当該調査用紙（様式3-1、3-2、3-3）の電子データをメール送信等の方法により受注者に配布しますので、受注者は、配布された当該調査用紙の電子データを受注関係者に配布してください。

なお、回答については、今後の方針決定の重要な資料となるため、受注者は全ての受注関係者や対象労働者にアンケート調査等への協力を依頼してください。

また、回答の提出については、受注者が受注関係者分及び対象労働者分を取りまとめの上、労働状況台帳提出時に契約担当課へ提出してください。

時期	調査内容	調査対象
初回（契約締結後、対象労働者に対象契約に係る最初のひと月分の労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内）	試行に伴う書面作成等の事務量等に係るアンケート ※受注者及び受注関係者 様式3-1を使用	受注者 受注関係者
最終回（契約（履行）期間終了後、対象労働者に最後の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内）	条例の施行状況等に係るアンケート ※受注者及び受注関係者 様式3-2を使用 ※対象労働者 様式3-3を使用	受注者 受注関係者 対象労働者

津市公契約条例 労働報酬下限額の試行フロー



津市公契約条例労働状況台帳表紙
(業務委託)

発注者：津市長・津市上下水道事業管理者

件名：

契約(履行)期間：年 月 日 ～ 年 月 日

報告回数：第 回目

事業者名等

所在地

商号又は名称

代表者の職名

// 氏名

印

【様式1】

津市公契約条例労働状況台帳(業務委託)

年 月分

提出日

契約名		業者名	
契約(履行)期間		所在地	
作成年月日		担当者名	
労働報酬の支払われるべき日		電話番号	
労働報酬計算対象期間(月)		FAX	

No	労働者氏名等	労働報酬 下限額	全ての労働に 係る労働時間数	対象公契約に 係る労働時間数	算定労働時間	下限総額 (基準額)	労働報酬の額 (公契約分) f	判定
		a	所定時間内 b	所定時間内 c	d	e=a×d		
1		880			0	0	#DIV/0!	***
2		880			0	0	#DIV/0!	***
3		880			0	0	#DIV/0!	***
4		880			0	0	#DIV/0!	***
5		880			0	0	#DIV/0!	***
6		880			0	0	#DIV/0!	***
7		880			0	0	#DIV/0!	***
8		880			0	0	#DIV/0!	***
9		880			0	0	#DIV/0!	***
10		880			0	0	#DIV/0!	***
11		880			0	0	#DIV/0!	***
12		880			0	0	#DIV/0!	***
13		880			0	0	#DIV/0!	***
14		880			0	0	#DIV/0!	***
15		880			0	0	#DIV/0!	***
16		880			0	0	#DIV/0!	***
17		880			0	0	#DIV/0!	***
18		880			0	0	#DIV/0!	***
19		880			0	0	#DIV/0!	***
20		880			0	0	#DIV/0!	***

【様式1】

21		880			0	0	#DIV/0!	***
22		880			0	0	#DIV/0!	***
23		880			0	0	#DIV/0!	***
24		880			0	0	#DIV/0!	***
25		880			0	0	#DIV/0!	***
26		880			0	0	#DIV/0!	***
27		880			0	0	#DIV/0!	***
28		880			0	0	#DIV/0!	***
29		880			0	0	#DIV/0!	***
30		880			0	0	#DIV/0!	***
31		880			0	0	#DIV/0!	***
32		880			0	0	#DIV/0!	***
33		880			0	0	#DIV/0!	***
34		880			0	0	#DIV/0!	***
35		880			0	0	#DIV/0!	***
36		880			0	0	#DIV/0!	***
37		880			0	0	#DIV/0!	***
38		880			0	0	#DIV/0!	***
39		880			0	0	#DIV/0!	***
40		880			0	0	#DIV/0!	***
41		880			0	0	#DIV/0!	***
42		880			0	0	#DIV/0!	***
43		880			0	0	#DIV/0!	***
44		880			0	0	#DIV/0!	***
45		880			0	0	#DIV/0!	***
46		880			0	0	#DIV/0!	***
47		880			0	0	#DIV/0!	***
48		880			0	0	#DIV/0!	***
49		880			0	0	#DIV/0!	***
50		880			0	0	#DIV/0!	***

【様式 1】

51		880			0	0	#DIV/0!	***
52		880			0	0	#DIV/0!	***
53		880			0	0	#DIV/0!	***
54		880			0	0	#DIV/0!	***
55		880			0	0	#DIV/0!	***
56		880			0	0	#DIV/0!	***
57		880			0	0	#DIV/0!	***
58		880			0	0	#DIV/0!	***
59		880			0	0	#DIV/0!	***
60		880			0	0	#DIV/0!	***
61		880			0	0	#DIV/0!	***
62		880			0	0	#DIV/0!	***
63		880			0	0	#DIV/0!	***
64		880			0	0	#DIV/0!	***
65		880			0	0	#DIV/0!	***
66		880			0	0	#DIV/0!	***
67		880			0	0	#DIV/0!	***
68		880			0	0	#DIV/0!	***
69		880			0	0	#DIV/0!	***
70		880			0	0	#DIV/0!	***
71		880			0	0	#DIV/0!	***
72		880			0	0	#DIV/0!	***
73		880			0	0	#DIV/0!	***
74		880			0	0	#DIV/0!	***
75		880			0	0	#DIV/0!	***
76		880			0	0	#DIV/0!	***
77		880			0	0	#DIV/0!	***
78		880			0	0	#DIV/0!	***
79		880			0	0	#DIV/0!	***
80		880			0	0	#DIV/0!	***

津市公契約条例労働状況台帳(業務委託)

年 月 分

提出日

契約名	〇〇〇〇〇〇〇業務委託	業者名	(株)〇〇清掃 代表〇〇 〇〇
契約(履行)期間	2019年4月10日～2020年2月10日	所在地	津市〇〇町〇〇番〇〇号
作成年月日	2019年6月7日	担当者名	〇〇 〇〇
労働報酬の支払われるべき日	2019年5月10日	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
労働報酬計算対象期間(月)	2019年4月1日～2019年4月30日	FAX	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

凡例

労働報酬の
算定対象の額

基本給、最低賃金制度の所定内給与に区分される諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く全ての手当(勤務地手当、職務手当、住宅手当)

<補助シート ※本補助シートは提出して頂く必要はありません。>
gを入力するとfが自動表示され、判定が表示されます。

No	労働者氏名等	労働報酬 下限額	全ての労働に 係る労働時間数	対象公契約に 係る労働時間数	算定労働時間	下限総額 (基準額)	労働報酬の額 (公契約分)	判定	按分率	労働報酬の 算定対象の額	労働報酬の 算定対象の額 (公契約分) = f
		a	所定時間内 b	所定時間内 c	d	e=a×d	f			g	
1	〇〇 〇〇	880	120	80	80	70,400	120,000	○	66.67%	180,000	120,000
2	労働者B	880	112	100	100	88,000	232,143	○	89.29%	260,000	232,143
3	□□ □□	880	80	80	80	70,400	80,000	○	100.00%	80,000	80,000
4		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
5		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
6		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
7		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
8		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
9		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
10		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
11		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
12		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
13		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
14		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
15		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
16		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
17		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
18		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
19		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
20		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
21		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
22		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
23		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
24		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
25		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
26		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
27		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
28		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
29		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
30		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
31		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
32		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
33		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
34		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
35		880			0	0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!

②賃金等の計算期間

①台帳の提出日
※労働報酬の支払われるべき日が属する月の末日後7営業日

③公契約条例の対象となる労働者を、氏名又は仮称(労働者A、Bなど)のいずれかの方法で入力します。

④所定時間内b: 所定時間内における総労働時間を入力します。
⑤所定時間内c: 所定時間内bのうち、公契約対象業務委託に従事した総労働時間を入力します。

⑥所定時間内cを入力することにより自動表示されます。

⑧次頁の補助シートに該当金額を入力することで自動表示されます。

<判定>
自動表示されます。
e≤f なら ○
e>f なら ×

労働報酬計算対象期間(月)における上記凡例に示した「労働報酬の算定対象の額」の合計を入力します。

太枠内を労働状況台帳として提出することになります。

津市公契約条例労働報酬下限額チェックシート【業務委託】

【 様式 2 】

年 月分

契約名	
契約(履行)期間	~
業者名	
労働者名	
労働報酬計算対象期間(月)	~
労働報酬下限額	880

凡例

労働報酬の算定対象(例)	基本給、最低賃金制度の所定内給与に区分される諸手当のうち精賃、勤手当、通勤手当及び家族手当を除く全ての手当(勤務地手当、職務手当、住宅手当)
--------------	------------------------------------------------------------------------

※ 算定対象は個々の就業規則により異なります。

従事期間におけるすべての所定時間内労働時間(対象公契約従事時間を含む)

所定内労働時間数 a	
------------	--

対象公契約従事時間

所定内労働時間数 b		
算定労働時間 c	0	自動表示
下限総額(基準額) d	0	自動表示
按分割合 e	#DIV/0!	自動表示

労働時間による按分が必要なもの

労働時間による按分

労働報酬の算定対象額	f	#DIV/0!	自動表示
------------	---	---------	------

労働報酬額 h	#DIV/0!	自動表示
---------	---------	------

判定	#DIV/0!	自動表示
----	---------	------

【様式 3-1】

【 津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケート 】

- 1 件 名 : _____
2 契約（履行）期間 : _____
3 受注者等名 : _____

- ※ 調査対象：受注者、受注関係者（下請業者、再委託業者）を対象とします。
※ 提出時期：受注者が契約担当課に本件に係る初回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（初回分の労働状況台帳の提出時期は、契約締結後、対象労働者に最初のひと月分の本件に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後 7 営業日以内）

質問 1 津市公契約条例の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- ア 十分理解できている。 イ 概ね理解できている。
ウ あまり理解できていない。 エ 全然理解できていない。

※ウ、エを選択された場合、その具体的な理由

質問 2 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務量及び提出方法等について、課題や問題点はありますか。

(1) 台帳の様式について

- ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

(2) 作成に係る事務量について

- ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

(3) 提出方法について

- ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

質問 3 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

- ア 津市が発行する津市公契約条例に関する手引及びマニュアルを配布し周知している。
イ 口頭により説明し周知している。

(2) 労働者への周知について

- ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。
イ 個別に書面を交付し周知している。

【様式 3 - 1】

質問 4 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

ア ない イ ある

※「イ ある」を選択された場合、その内容を記入。

質問 5 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

ア 出していない イ 出ている

※「イ 出ている」を選択された場合、その内容を記入。

質問 6 労働報酬下限額について、設定金額（平成 3 1 年度は 8 8 0 円）はいかがですか。

ア 高い イ 低い ウ 妥当 エ その他

※「エ その他」を選択された場合、その内容を記入。

～ 御協力ありがとうございました。 ～

【様式 3 - 2】

【 津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート 】

<事業者用>

1 件 名 _____

2 契約（履行）期間 _____

3 受注者等名 _____

質問 1 津市公契約条例（以下、単に「条例」といいます。）の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- ア 理解できている。
- イ だいたい理解できている。
- ウ あまり理解できていない。

（自由意見）

質問 2 当該契約が条例の対象となったことにより、従事する労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。

- ア 効果があった。
- イ 今後効果が出ると考える。
- ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。
- エ わからない。

（自由意見）

質問 3 当該契約が条例の対象となったことにより、事業の質の向上につながる効果があったと思いますか。

- ア 効果があった。
- イ 今後効果が出ると考える。

【様式 3 - 2】

ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。

エ わからない。

(自由意見)

質問 4 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

ア 効果があった。

イ 今後効果が出ると考える。

ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。

エ わからない。

(自由意見)

質問 5 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、どのような方法で周知していますか。(複数回答可)

ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。

イ 個別に書面を交付し周知している。

ウ 口頭により説明し周知している。

エ その他 ()

(自由意見)

質問 6 下請業者等や労働者から条例に関する事(対象労働者の範囲や労働報酬下限額)について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

ア なかった。

イ あった。

【様式 3 - 2】

(自由意見)

質問 7 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点はありますか。

- (1) ア ない。
イ ある。
- (2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

(内 容)

質問 8 条例の実効性を確保するため、仮に、確認資料として「対象労働者の給与支給明細等」を提出いただくこととした場合、給与関係の事務処理に影響することになりますか。

- ア しない。
- イ 影響するが、大きなものではない。
- ウ 大きく影響する。

(自由意見)

質問 9 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点がありますか。

- (1) ア ない。
イ ある。
- (2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

【様式 3 - 2】

(内 容)

質問 1 0 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

ア ない。

イ ある。

(自由意見)

質問 1 1 労働報酬下限額の対象をすべての契約とした場合、御社の経営に影響すると考えられますか。

ア しない。

イ する。

(自由意見)

質問 1 2 条例の対象者に、手間請労働者を含めるとした場合、課題や問題点がありますか。

(自由意見)

【様式 3 - 2】

質問 1 3 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

(自由意見)

御協力ありがとうございました。

【様式 3 - 3】

【 津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート 】

＜労働者用＞

- 1 件 名 _____
- 2 契約（履行）期間 _____
- 3 受注者等名 _____

質問 1 あなたの年齢を教えてください。

- ア 10代
- イ 20代
- ウ 30代
- エ 40代
- オ 50代
- カ 60代以上（60代・70代・80代以上）

質問 2 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

- ア 感じる。
- イ 感じない。

（自由意見）

質問 3 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

- ア 感じる。
- イ 感じない。

（自由意見）

【様式 3 - 3】

質問 4 あなたは、津市公契約条例は必要であると思いますか。

- ア 思う。
- イ 思わない。
- ウ わからない。

(自由意見)

質問 5 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

- ア 効果があった。
- イ 今後効果が出ると考える。
- ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。
- エ わからない。

(自由意見)

質問 6 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、十分な周知がなされていますか。

- ア 十分だと感じる。
- イ 不十分だと感じる。
- ウ そもそも周知されていない。

(自由意見)

【様式 3 - 3】

質問 7 労働報酬下限額を設定することやその金額に関し、課題や問題点はありますか。

(1) ア ない。

イ ある。

ウ わからない。

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

(内 容)

--

質問 8 当該契約が条例の対象となり労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

ア ない。

イ ある。

ウ わからない。

(自由意見)

--

質問 9 労働報酬下限額の対象契約とそうでない契約において支払われる賃金を比較した場合、その金額に差はありますか。

ア ない。

イ ある。

ウ わからない。

(自由意見)

--

【様式 3 - 3】

質問 10 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

(自由意見)

御協力ありがとうございました。

【参考 1】

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

【参考2】

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関からは是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。
- 8 労働報酬下限額の試行について
 - (1) 受注者は、試行対象契約（以下「対象契約」という。）の受注関係者（下請業者等）及び労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該試行について周知を徹底すること。
 - (2) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。
 - (3) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。
 - (4) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。
 - (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアル【業務委託】（事業者、労働者用）に基づき、適切に履行すること。
 - (6) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

【参考3】

平成31年度津市労働報酬下限額（業務委託）

労働報酬下限額	880
---------	-----

単位：円

【参考4】

(見 本)

～ 労働者のみなさんへ津市公契約条例に関するお知らせ ～

下記業務委託は、津市公契約条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に規定された特定公契約であるとともに、試行的に労働報酬下限額が設定された案件（以下「試行対象案件」という。）です。

条例等の規定に基づき、本業務委託に携わる労働者のみなさんへ、条例に基づく受注者等（受注者及び受注関係者のことをいう。）の責務、労働報酬下限額の試行内容などをお知らせします。

件 名	
発 注 者	津市長 ・ 津市上下水道事業管理者
(担当課)	部 課
履行場所	津市
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日

1 条例等に基づく受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、津市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は津市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 津市からの報告の求め及び立入検査その他津市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

2 条例等に基づく受注者等の誓約事項

- (1) 規則第8条に規定する関係法令を遵守すること。
- (2) (1)の関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、直ちに津市（本業務委託の契約担当課）へ報告すること。
- (3) 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- (4) 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- (5) 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- (6) 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- (7) 津市長、又は津市上下水道事業管理者が行う施策に協力すること。

【参考 4】

3 相談窓口の設置

条例等の規定においては、特定公契約に当たる本業務委託に携わる労働者のみなさんは、本業務委託の労働条件や労働環境について、万一疑問に思われるようなことがあれば、津市が設置する相談窓口にご相談することができます。

なお、相談方法については、津市指定の申出書に当該申出の事実を証する書類を添付した上で、相談窓口へ持参又は郵送してください。また、当該申出書については、下記相談窓口又は津市ホームページから入手することができます。(津市ホームページアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>)

(1) 発注者が津市長の場合

相談窓口：津市総務部 調達契約課（〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号 津市本庁舎 7 階）

電 話：059-229-3121（物品調達契約担当）

(2) 発注者が津市上下水道事業管理者の場合

相談窓口：津市水道局 水道総務課（〒514-0073 津市殿村 5 番地）

電 話：059-237-5803（契約財産担当）

4 労働報酬下限額の試行

労働報酬下限額とは、受注者等が労働者に支払う 1 時間当たりの労働報酬の下限額のことを指します。

労働報酬下限額の試行にあたっては、試行対象案件に携わる労働者のうち労働報酬下限額の試行対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）には、受注者等から基準額（労働報酬下限額に労働時間を乗じた金額）以上の労働報酬が支払われることとなりますので、対象労働者は自分自身で報酬額、手当等の内訳、労働時間の内訳を把握し、津市が配付する「津市公契約条例労働報酬下限額チェックシート」を活用するなどして、実際に支払われた報酬額が基準額以上であるか否かの確認を行っておく必要があります。

その結果、報酬額が基準額未満であった場合には、対象労働者は上記 3 の相談窓口に出示することができ、また、当該申出をしたことを理由に、受注者等から解雇その他の不利益な取扱いを受けることはありません。

なお、当該チェックシートが必要な場合は、「3 相談窓口」及び「契約担当課」に問い合わせてください。

(1) 対象労働者について

労働基準法第 9 条に規定する労働者とする。

(例) 正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者

※ 対象とならない者について

- ・ 家事使用人、同居親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者
- ・ 最低賃金法第 7 条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- ・ 公契約に係る業務に直接従事しない者（一般事務員、材料の製造に従事する者）
- ・ 労働基準法第 9 条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員）
- ・ 対象契約への従事時間が 1 か月あたり 30 分未満の者
- ・ 個人事業主（一人親方）及び指定管理

(2) 労働報酬下限額

880円

【参考5】

第6号様式（第7条関係）

労働環境等申出書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所
申出者 氏 名 ⑩
連 絡 先

津市公契約条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。
記

雇 用 事 業 者 名	
対象工事・業務等の名称	
公 契 約 従 事 期 間	
対 応 結 果 の 報 告	該当するものに○を記載してください。
	① 希望する ② 希望しない
申 出 内 容	

【参考6】

第7号様式（第7条関係）

（記号番号）

年 月 日

労働環境等の申出に対する報告書

（氏 名） 様

津市長（又は津市上下水道事業管理者） （氏 名）

津市公契約条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、 年 月 日に申出のありました内容について、下記のとおり対応しましたので報告します。

記

申 出 内 容	
対 応 内 容	

【参考7】

第1号様式（第5条関係）

労働環境等報告要求書

（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（又は津市上下水道事業管理者） （氏 名）

津市公契約条例第7条第1項の規定により、下記の内容について、報告を求めます。

記

調査内容	
報告期限	年 月 日

【参考8】

第2号様式（第5条関係）

労働環境等報告書

年 月 日

（宛先）津市長（又は津市上下水道事業管理者）

所在地

報告者 事業者名

代表者の役職・氏名

⑩

年 月 日付け（記号番号）で報告の求めのありました下記の内容について報告します。

記

調 査 内 容	
報 告 内 容	

【参考9】

第4号様式（第6条関係）

是正措置命令書

（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（又は津市上下水道事業管理者）（氏 名）

津市公契約条例の規定

下記のとおり誓 約 事 項に違反していますので、津市公契約
条例第8条第1項の規定により是正措置を講ずることを命じます。

速やかに是正措置を講じ、当該措置の内容を報告してください。

記

対象工事・業務等 の 名 称	
違 反 の 内 容	
命 令 の 内 容	
報 告 期 限	年 月 日

【参考10】

第5号様式（第6条関係）

是正措置報告書

年 月 日

（宛先）津市長（又は津市上下水道事業管理者）

所在地

報告者 事業者名

代表者の役職・氏名

④

年 月 日付け（記号番号）で是正措置命令のありました下記の内容について、津市公契約条例第8条第2項の規定により、是正措置を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

措置日	
命令の内容	
是正措置の内容	

津市公契約条例に関するお問い合わせ

津市総務部調達契約課

所在地：〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号

電 話：059-229-3121、059-229-3122

F A X：059-229-3333、059-229-3209

メール：229-3121@city.tsu.lg.jp